

みずほ教育福祉財団

第 15 回 「配食用小型電気自動車寄贈事業」

(平成 29 年度) 応募要領

主催：公益財団法人 みずほ教育福祉財団

後援：社会福祉法人 全国社会福祉協議会

一般社団法人 全国老人給食協力会

趣 旨

高齢化社会を迎え、地域の住民による主体的な福祉活動の重要性が、一段と高まっています。とりわけ、高齢者を対象とした配食サービスは、声掛けを通じた友愛活動を兼ねていることから、極めて意義深いものがあります。

みずほ教育福祉財団では、高齢者を対象とした福祉活動を支援するため、みずほフィナンシャルグループ役員からの募金を主な原資として、高齢者向けに配食サービスを行っている民間団体に対し、配食用小型電気自動車（愛称：みずほ号）の寄贈を行います。

応募内容

1. 寄贈内容

① 助成金額：100 万円（配食用小型電気自動車 1 台分）（※）

② 事業規模：10 台分（10 団体）（予定）

（※） 寄贈が決定した団体には、助成金にて指定業者から車両を購入して頂きます。

助成金額は、車両本体の他、車両登録費、ロゴ費用等を含む購入代金相当額です。

2. 配食用小型電気自動車「みずほ号」について

トヨタ車体（株）製の車両をベースとした、一人乗り小型電気自動車（ミニカー）です。

車両の仕様等は、別紙の通りです。車体には、「みずほ号」・「みずほ教育福祉財団寄贈」・「団体名」のロゴが入ります。

寄贈後の車体のロゴの変更には、当財団の許可を要するものとします。

3. 助成対象

以下の 3 つの条件を満たす団体。なお、反社会的勢力、および反社会的勢力に関係すると認められる団体からの申請は受け付けられません。

① 高齢者を主な対象とし、原則として、1 年以上継続して、週 1 回以上、調理・家庭への配食・友愛サービスを一貫して行っていること。

② 法人（非営利活動法人、公益団体、出資持分のない医療法人、公益法人等）・任意団体を問わず、非営利の民間団体であること。ただし、実施している給配食サービスがすべて行政等からの受託である団体の場合は、当該部門の営業利益が黒字ではないこと。

③ 現在の活動を継続するにあたって、配食用の車両が不足しており、本寄贈によって運営の円滑化が見込まれること。

4. 応募方法

- ① 所定の申請書に必要な事項を記入の上、都道府県・指定都市または市区町村社会福祉協議会、あるいは全国老人給食協会のいずれかより推薦を受けて下さい。
- ② 当財団宛て、推薦団体経由または直接、申請書類一式を送付して下さい。

5. 応募締切り

平成29年6月9日（金）（必着）

6. 申請書送付先

〒100-0011

東京都千代田区内幸町1-1-5 みずほ銀行内

公益財団法人 みずほ教育福祉財団 福祉事業部

TEL : 03 - 3596 - 4532、FAX : 03 - 3596 - 3574

E-mail : FJP36105@nifty.com

7. 助成決定通知および助成金の振込

選考委員会（7月開催予定）にて助成先を決定し、7月末までに、各団体へ書面にて選考結果を通知します。

なお、当財団からの助成金の振込先は、申請書記載の法人・任意団体名称と同一名義の金融機関口座に限らせていただきますのでご注意ください。

（※）提出いただいた書類は返却できません。また、選考内容に関するお問い合わせに応じることはできません。

8. 車両の贈呈

9月以降、各団体の活動拠点にて贈呈式を開催し、車両を贈呈する予定です。

9. 問い合わせ、申請書請求先

- ① 都道府県・指定都市社会福祉協議会、または市区町村社会福祉協議会
- ② 全国老人給食協会 事務局
Tel : 03 - 5426 - 2547、Fax : 03 - 5426 - 2548、E-mail : info@mow.jp
- ③ 応募要領・申請書は、当財団のホームページ (<http://www.mizuho-ewf.or.jp>) から、PDF形式でダウンロードできます。（平成29年3月掲載予定）

以上

【個人情報保護に関する事項】

1. 当財団がこのプログラム「配食用小型電気自動車寄贈事業」に関して取得する個人情報は、選考作業や助成可否の通知など、本申請に関する業務に必要な範囲に限定して取扱います。
2. 当財団は本件助成が決定した場合、決定者に関する情報を一般公開いたしません。
3. 個人情報に関する窓口は次の通りです。
（個人情報担当）公益財団法人みずほ教育福祉財団 事務局（電話）03 - 3596 - 4531